



豊新だより

第28号

豊田堰



改良区の概要 (令和元年5月31日現在)

組合員数	4,142人
受益面積	4,027.2 ha
総代数	60名
理事数	15名
監事数	3名
職員数	13名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田5960

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 岡田金男

ごあいさつ

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金 男



新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様にはご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

管内の事業の実施状況につきまして、県営利根北部地区は1期地区が集落排水路工事、4期地区が排水機場工事を予定しております。県営利根西部地区は平成30年度に事業が採択され、測量等を予定しております。県営早井地区は用水路工事として送水管の布設工事を予定しております。また、老朽化の進んでいる施設は団体管維持管理適

正化事業等で順次改修する予定です。

今後経費の節減、賦課金の収納率の向上に取り組み、役員一丸となって業務運営に努めてまいりますので宜しくお願い致します。

ごあいさつ

茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所

所長 金



徹

本年4月の定期人事異動によりまして、稲敷土地改良事務所長を拝命しました金と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進について、暖かいご理解とご協力を賜っており、心より御礼申し上げます。

さて、近年の農業農村の情勢

につきましては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、人口減少に伴う国内市場の縮小や貿易自由化など、様々な課題に直面しております。

こうした課題に対応するため、土地改良事業につきましては、農地の大区画化や担い手への集積・集約化により生産コストを縮減させることや、水田の汎用化により野菜などの高収益作物を導入して販売額を増加させることなど、基盤整備を契機に農業所得の向上につなげることを求められております。

このような中、県では、昨年、新たな県総合計画を策定し、生産性や付加価値の向上、国内外の販路開拓に加え、優れた経営感覚を有する経営体の育成などに取り組みむことにより、2027年には農家一戸当たりの農業所得を、全国トップレベルの1,100万円に引き上げる目標を設定し、「儲かる農業」の実現に向けた取組を進めているところです。

また、農業農村整備としましては、この「儲かる農業」を目指す水田・畑の基盤整備のほか、

老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策の強化、さらには、多面的機能支払交付金を活用した農地や用排水路等の保全活動の拡大等を積極的に進めてまいります。

当事務所としましては、地元負担の軽減や事業効果の早期発現に配慮しながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が今後も元気で活力あるものとなりますよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と「令和」という新しい時代が皆様にとって幸多いことをご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 大場 景次



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました大場でございます。どうぞよろしくお願い致します。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に對しまして、特段のご高配を賜っておりますこと紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今年度は元号が5月1日から「令和」と改元され、新たな時代の幕開けとなります。微力ではございますが、精一杯職務を果たしてまいりますので、今後とも皆様のご支援並びにご協力をよろしくお願い致します。

さて、今年度は近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に對応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図ることを目的とした、土地改良法の一部改正が4月1日より行われました。その内容は、組合員の資格交代の円滑化等、理事の資格要件の見直し、利水調整のルール化、土地改良施設の管理への参加、総代制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、財務会計制度の見直しなど、今後の土地改良区運営に大きく影響する内容となっております。その中で土地改良区の定款、規約、規程の改正例や複式簿記導入に關しての資産評価など、実務的かつ詳細な内容が示されており、今後、研修会等も予定されており、詳細な情報が入り次第、提供させていただきますとともに、ご案内をさせていただきますことを考えております。

今後、農業従事者の減少や、農村の混住化がますます進んでいくことが見込まれております。将来にわたり農業水利施設を適正に維持管理していくためには、土地改良区の体制強化と

施設の適切な補修及び管理が必要であり、農村環境の保全のためにも土地改良区の存在意義は、更に高まっていくと考えられます。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であることを踏まえながら、会員の皆様と一緒に本県農業の振興・発展に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



平成三十一年度

通常総代会開催

平成三十一年三月二十二日通常総代会が開催されました。総代五十四名（定数六十名）の出席、また来賓として茨城県農林事務所 稲敷土地改良事務所 大塚所長の出席を賜り、議長に第十一選挙区より、川村忠昭総代が選出され、全十一号議案が原案どおり、可決されました。

平成三十一年度 通常総代会提出議案

第一号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第四号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第二号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第五号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱並びに、賦課徴収方法について

第三号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出補正予算（案）について

第六号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区役員報酬について

第七号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区事業資金借入について

第八号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区地元負担金の納付について

第九号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出予算（案）について

第十号議案

平成三十一年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計一時借入金について

第十一号議案

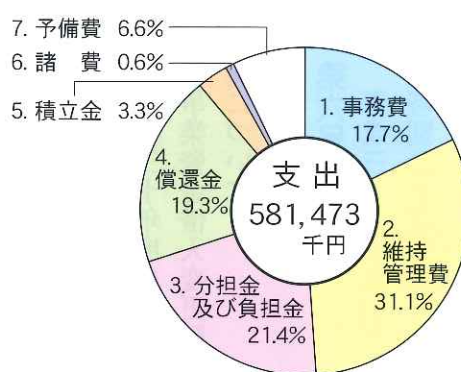
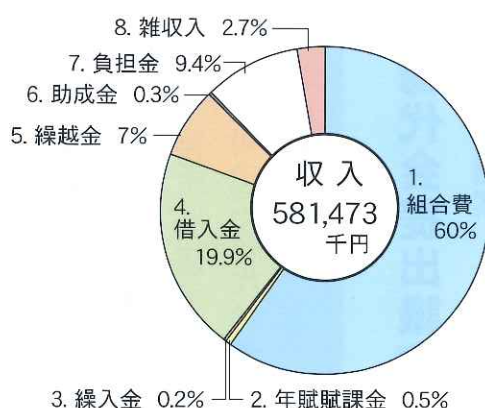
豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について



平成31年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	348,762,000	1. 事 務 費	102,723,000
2. 年 賦 課 金	3,134,000	2. 維 持 管 理 費	180,625,000
3. 繰 入 金	1,000,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	124,491,000
4. 借 入 金	115,537,000	4. 償 還 金	112,346,000
5. 繰 越 金	41,000,000	5. 積 立 金	19,000,000
6. 助 成 金	1,560,000	6. 諸 費	3,700,000
7. 負 担 金	55,010,000	7. 予 備 費	38,588,000
8. 雑 収 入	15,470,000		
計	581,473,000	計	581,473,000



平成31年度一般賦課金 8,700円 / 1,000㎡

- ・ 經常賦課金 6,600円 / 1,000㎡
- ・ 特別賦課金 2,100円 / 1,000㎡

期 別	賦 課 額	納 期
一 期	2,900円	5月31日
二 期	2,900円	9月30日
三 期	2,900円	11月29日

平成31年度 年賦償還金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期	最終年度
1	県 営 上 根 本	3,600円 (用・排水) 1,000円 (暗渠)	7月31日	令和18年度

平成31年度 特別会計賦課金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期
1	県 営 利 根 北 部	1,000円 (經常) 4,760円 (償還金)	7月31日
2	県 営 利 根 西 部	1,100円 (經常)	7月31日

臨時総代会開催

平成三十年十月十七日臨時総代会が開催されました。
 総代五十一名（定数六十名）の出席、また来賓として茨城県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 大塚所長の出席を賜り、議長に第十一選挙区より、川村忠昭総代が選出され、全八号議案が原案どおり、可決されました。

平成三十年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書の承認について

第四号議案

平成三十年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第二号議案

平成二十九年豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算の承認について

第五号議案

平成三十年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第三号議案

平成三十年度豊田新利根土地改良区一般会計収入支出補正予算（案）について

第六号議案

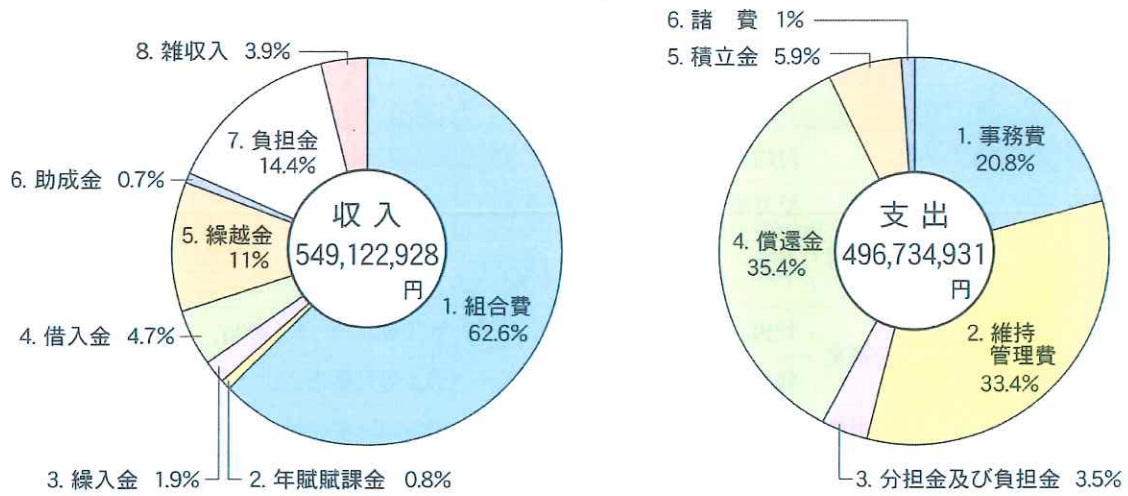
平成三十年度豊田新利根土地改良区特別会計収入支出予算（案）について

平成29年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組合費	343,796,150	1. 事務費	103,273,575
2. 年賦課金	4,384,960	2. 維持管理費	165,707,746
3. 繰入金	10,500,000	3. 分担金及び負担金	17,587,511
4. 借入金	25,762,000	4. 償還金	175,812,119
5. 繰越金	60,214,615	5. 積立金	29,500,000
6. 助成金	4,068,334	6. 諸費	4,853,980
7. 負担金	79,222,056		
8. 雑収入	21,174,813		
計	549,122,928	計	496,734,931

収入支出差引残金52,387,997円は、平成30年度へ繰越



平成29年度 特別会計決算報告

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	残額
1. 県営利根北部地区	42,700,320	36,756,918	5,943,402
2. 基幹水利施設管理事業	17,200,000	17,200,000	0
3. 県単かんがい排水事業古河林地区	10,200,000	10,200,000	0
4. 基本財産積立金	210,182,238	0	210,182,238
5. 地区除外決済金積立金	110,974,489	10,000,000	100,974,489
6. 職員退職給与積立金	72,964,245	45,867,900	27,096,345
7. 公車購入積立金	7,840,189	0	7,840,189
8. 国県営償還準備積立金	116,739,050	0	116,739,050

残金は、平成30年度に繰越

平成29年度 財産目録

(単位：円)

資 産		負 債	
流動資産	78,664,034	長期負債	1,075,794,510
特定資産	5,669,056,665 566,905,665	短期負債	5,669,056,665 566,905,665
固定資産	114,083,382		
計	5,861,804,081 759,653,081	計	6,744,851,175 1,642,700,175

平成30年度 管内事業実施状況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
県営水利施設設備事業	河内第6	1,397	付帯工一式
県営かんがい排水事業	早井東部	200,344	用水機場、用水路工、測量試験費
県営新農業水利システム保全整備事業	早井	147,000	パイプライン L=450m
県営経営体育成基盤整備事業	利根北部1期	23,650	集落排水路 L=200m
	利根北部4期	85,850	排水路付帯工、排水機場
県営体経営育成基盤整備事業	利根西部	32,250	測量試験費、換地費
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	5,600	高須第1機場 ポンプ更新、建家防水補修
	豊田新利根	7,100	利根東部第6機場 ポンプ更新
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	16,630	十角排水機場 主変圧器更新
県単かんがい排水事業	古河林	6,800	道路横断工布設替 2箇所

平成三十一年三月二十二日に役員補欠選挙を行い次の方が就任されました。

新役員

河村 一男 理事
(第三・四選挙区 下井)

岡田理事長 旭日双光章を 叙勲する

令和元年五月二十三日春の受章において長年の議員活動を認められ旭日双光章を叙勲されました。
おめでとうございます。

事務局人事

退職

吉原 信之さん (総務課長)

平成三十一年三月三十一日付

昭和五十三年四月一日より勤続

(平成三十一年四月一日より再雇用)

平井 将正さん(管理課水利係主事)

令和元年五月三十一日付

平成二十五年五月二十日より勤続

長い間ご苦勞様でした。

採用

秋山 義晃さん(会計課会計課係主事)

平成三十年七月一日付

長久保勇稀さん(管理課水利係主事)

平成三十年七月一日付

三重野有香さん(総務課総務係主事)

平成三十一年四月一日付

お悔み

岩井 重喜 理事

(第三・四選挙区 横須賀)

平成三十年十二月二十九日 死去

飯塚 勇 総代

(第一選挙区 立木)

令和元年六月十五日 死去

ここに、生前のご功績に対し、敬意と感謝を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次のようなときは土地改良区に手続きをして下さい

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を会計課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認いたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格の方が提出して下さい。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用下さい。

- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園）** に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出て下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

届出のない場合は、土地改良区の台帳は変更されません。

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意下さい。

- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき

上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい耕作者が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

口座振替のすすめ

安全・確実・便利

● 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。

● 納入の為、土地改良区や金融機関に向く必要がありません。

● 稲敷農協、水郷つくば農協で口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA水郷つくば（竜ヶ崎中央、竜ヶ崎西、牛久、わかかさ支店）に「賦課金等預金口座振替依頼書」が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出してください。

● 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫より口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課までご連絡ください。

● 郵便局より口座振替、及び払い込みをご希望の方は土地改良区会計課までご連絡ください。

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

『多面的機能支払交付金』により地域の共同活動に対して交付金が支払われます

交付金は活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払



法面の草刈り 水路の泥上げ

② 資源向上支払(共同)



水路の補修 植栽活動

交付金額

水田50haの活動範囲で①, ②の両方に取り組む場合
最大で年270万円が交付されます

10aあたり基本交付単価(1年間)

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①, ②の両方に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。

※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。

※負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4 **地元負担は発生しません**

問合せ先

- 豊田新利根土地改良区総務課(電話:0297-84-2226)
- 市町村土地改良関係課
- 茨城県県南農林事務所土地改良部門(電話:029-822-5045)



農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

・規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 受け手が耕作できなくなった場合、機構が次の受け手を探します。



農地を借りたい

・規模拡大・新規参入をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 賃借範囲が明確にできること。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

※機構が借り受けた農地については、土地改良事業が行われることがあります。

詳しくは、最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

■ ホームページ

<http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



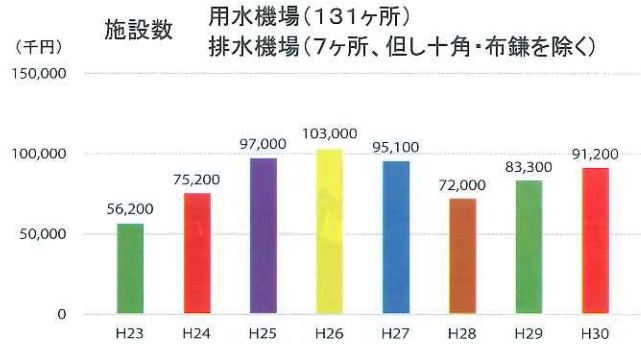
各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560
- 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

おねがい

●用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、平成23年度と比較すると概ね1.6倍の料金を支払いました。電力料金の値上げも現在は一定料金で推移しておりますが、経常賦課金の約1/3を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。なお、本年度から休電日が変更になりまして、6月11日より7月12日までの毎週火・金曜日、7月13日から毎週水曜日、休ませていただきます。



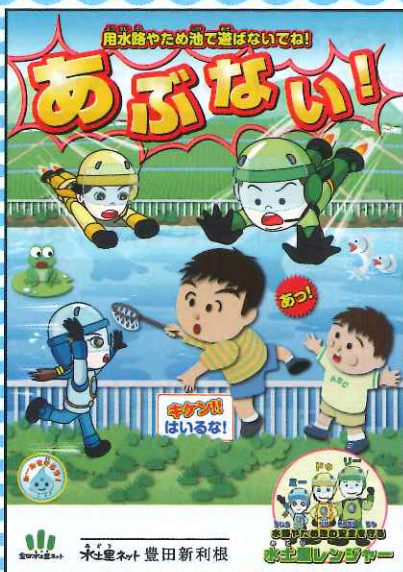
●パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年発生している蛇口の盗難が未だに後を絶ちません。今年も管内全域で数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



水難事故から 子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



●水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物(電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々)があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

